

キルギス共和国における違憲審査制の動揺

おおこうち 美 紀
大河内 美 紀

キーワード：キルギス共和国・憲法裁判所・憲法改正・大統領・権利保障

キルギス共和国は1991年にソ連から独立、93年に独立後初の憲法を制定した。しかし、その憲法体制はいまだ安定には程遠く、今日までに6度にわたり改正が繰り返され、統治機構および権力分立の態様に重大な変更が加えられてきた。それは本報告の対象である憲法裁判所も例外ではない。キルギス共和国は93年憲法によってドイツ型の憲法裁判所による違憲審査制度を導入した（以下、93年システムと標記）が、その後の憲法改正の中でその権限や機能は大きく変化してきている。中でも着目すべきは、次の2点である。

第一に、大統領との関係である。93年システムでは、大統領の正統性に関して、大統領選挙の結果の確認および国会が行った大統領の罷免決定への意見付与という2つの形で憲法裁判所の関与が予定されていた。その結果、政争の中で大統領の地位に関わる紛争が実際に憲法裁判所にもちこまれ、憲法裁判所の政治性が議論的となった。後の憲法改正において大統領の罷免プロセスに関与する憲法裁判所の権限が削除されたが、その一因としてこの政争を指摘する論者も多い。

もうひとつは、私人による申立ての可否である。93年システムにおいては、ドイツにおける「憲法異議の申立て」制度と同じく、「憲法上の権利が直接侵害されており、かつそれが他の裁判所の管轄に属さない場合に限り」、私人に憲法裁判所に申立てをすることが認められていた。しかし、2003年憲法によってこの権限が廃止される。その後複数の改正案において「復活」の途が模索されるも、結局、現行憲法上当該権限は憲法裁判所に認められていない。

これらの変容を生み出した要因は奈辺にあるのか。93年の設立以降憲法裁判所に係属した案件は、私人の申立てによるものが圧倒的に多い。また、その多くに違憲の判断が下されたのも大きな特徴である。これは、通常裁判所に対する消極的評価とも相まって、市民が私権保障の機能を憲法裁判所に強く期待したことを示すものと言える。他方、その違憲判決の多さを憲法裁判所の「行き過ぎ」と見る政治勢力が大統領周辺に多く存在しており、それが憲法改正を通じた権限縮小に繋がったと見ることができる。

しかし、より原理的に見れば、違憲審査制の背景には立憲主義を確保・保障する憲法統制という概念が存在しており、その理解が具体的な制度設計にも影響を与えたと考えられる。社会主義体制下では、違憲審査制度の果たすべき機能は専ら「憲法保障」におかれていた。また、現在のキルギス共和国の法学者の多くはソ連時代に法学教育を受けており、その影響は強く残っている。その固有な憲法統制概念に関する理解もまた、憲法裁判所の目的規定および制度設計に少なからぬ影響を与えているものと思われる。

台湾における農家相続

— 農業経営の要請と伝統中国法の相続原則との衝突? —

こう 詩 淳
黄 詩 淳

キーワード：農家相続、民法の均分相続、農地、伝統中国法、台湾

I はじめに

1 問題の所在

農業が家族経営の形態をとる場合には、農地等の農業資産が農業経営主（＝世帯主）の個人財産とされる。その結果、相続により農地等の農業資産は分割され、経済的一体性を保てず、農業の経営の基礎は危うくなる。世界各国は、相続による農地の細分化を防ぐため、早くから様々な措置を採ってきた。例えば、後継者が、他の相続人に金銭で補償し、農地の所有権を一括して譲り受けること¹⁾、あるいは、所有権レベルの集中をあきらめ、使用収益権レベルでの集中を図ること²⁾が挙げられる。日本では戦後の民法改正をきっかけとして、農家相続の問題が浮上した。すなわち、民法上、家督相続が廃止され、共同相続・均分相続が原則となった。農業者の死亡に際して民法の原則が適用されれば、農地が分割され、農業経営の規模は零細化すると危惧されたわけである。これに鑑みて、農家相続に関する特別立法³⁾が試みられ（不成立で終了し）たほか、多く

1) 例えば、ドイツの農場譲渡契約と農場一子相続法である。利谷信義・J・ユングニッケル・田山輝明・広渡清吾「ドイツ連邦共和国における農家相続（一）——一九七八～八〇年実態調査中間報告——」（『社会科学研究』34巻4号、1982年）、3～4頁。利谷信義〔ほか〕「ヨーロッパの農家相続」（『法社会学』34号、1982年）、135～151頁。利谷信義「扶養と相続雑感」（『法律時報』56巻4号、1984年）、62～64頁。

2) 所有と経営の分離による農家相続問題の解決例が、フランス法における農業後継者との共同相続人とのGFAまたは賃貸借契約である。稲本洋之助「フランスの農業基本法と農家相続」（『農業法研究』17号、1982年）、10～13頁。原田純孝「農家相続における所有と経営（一）——フランスの農家相続 その四——」（『社会科学研究』37巻6号、1986年）、127～128頁。原田純孝「フランスにおける所有と経営（四・完）——フランスの農家相続 その四——」（『社会科学研究』39巻5号、1988年）、151～218頁。

の実態調査も行われた⁴⁾。また、農業基本法16条は農業経営の細分化を抑制するため必要な措置を講ずると定めている。その具体策として租税特別措置法による農地等の一括生前贈与の特例、農地等の相続税の納税猶予の特例、農業者年金基金法等の国家法や、民間の家族協定の実践が見られる⁵⁾。

これに対して、中国や台湾等、伝統中国法の支配領域では、農家相続の事情はまったく異なっている。伝統中国では家産の分割（近代民法の言葉でいえば「相続」）にあたって諸子均分の原則が採られていたと言われている⁶⁾。徹底した均分は、相続人の生存に対する対等の要求、及び大土地所有（貴族権力）に敵対的な専制的政治権力の思惑によって支持され、維持されてきた。当然ながら、このような均分主義は、土地の細分化をもたらし、農村の貧困化に繋がるという弊を免れない⁷⁾。現代の農業経営の観点からして、零細な農地は確かに機械作業に適せず、大規模な生産を阻害している。仮に中国や台湾が農場の規模を拡大させ農業の現代化を促進しようとするれば、民法の均分相続の原則⁸⁾のみならず、そもそも伝統の相続の慣習法とは衝突が生じてしまう。均分を相続の原則としてきたこれらの国々では、農地・農業の一括相続は、日本やヨーロッパ諸国より大きな困難に直面している。

すなわち、日本における農家相続の問題は、「民法 VS 農地の単子相続＝慣習法」という構図になっているのに対して、中国や台湾の問題は、「民法＝慣習法 VS 農地の単子相続」という対立の構図である。言い換えれば、中国や台湾における農家相続は、国家制定法レベルの議論にとどまらず、むしろ慣習法との折衝が不可避である。農業政策との関係で、農家相続・農業の継承というテーマ自体が十分に重要性を有し

3) 第一回国会（1947年・昭和22年）と第五回国会（1949年・昭和24年）に提出された農業資産相続特例法案。

4) 主なものは、昭和26年、昭和37年、昭和43年、昭和53年、昭和54年調査である。

5) 宮崎俊行「農家相続」（中川善之助先生追悼 現代家族法大系編集委員会編『現代家族法大系4（相続I）相続の基礎』（有斐閣、1980年））、37頁以下。

6) 仁井田陞『中国の農村家族（第三版）』（東京大学出版会、1966年）、107頁。滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、1967年）、245頁。また、台湾における均分相続の慣習は、臨時台湾旧慣調査会編『台湾私法 第二巻下』（臨時台湾旧慣調査会、1911年）、548頁を参照。

7) 仁井田陞『中国法制史研究 奴隷農奴法・家族村落法』（東京大学東洋文化研究所、1962年）、429、433頁。

8) 中華人民共和國繼承法13条1項は、「同一順位の相続人が相続する遺産の割合は、一般的には均等である」と定めている。中華民国（台湾）民法1141条は、「同一順位の相続人が数人いるとき、その相続分は均等である。但し法律に別段の規定がある場合はその限りではない」と定めている。

ていることはいうまでもない。さらに、以上で述べた通り、中国や台湾においては、この問題をめぐって、制定法と慣習法が複雑に交錯しているため、比較法や法制史の研究では興味深い題材であるにもかかわらず、これまでの研究は必ずしも多くない。

2 中国と台湾における議論の動向

まず、中国では農家相続に関する問題意識が薄い。新中国成立後、地主の土地は没収され、中下貧農に分配されたが、1958年から人民公社制度が定着し、農村の土地は集体（集合体、団体の意味）に所有され、農業もまた集体で経営されるようになった⁹⁾。これは個々の農民の積極的な生産意欲を失わせ、農業の不振や農村の貧困をもたらしたとして批判されている¹⁰⁾。1970年代末から、人民公社の解体と共に、家族単位の生産請負責任制（家庭聯産承包制）が導入され、今日に至っている。ここでは農地の所有権は依然として集体に属しているが、「請負経営権」¹¹⁾は個々の農家に委ねられている。2003年に施行された農村土地承包法20条は、耕地の請負期間を30年間と定め、農地の請負経営権の安定化を図ろうとしているが、現実には村の「幹部」は、様々な理由で年々小さな「調整」を行っている。さらに、請負期間内、この請負経営権を農民は譲渡・相続させることができない。農地の請負経営権が安定性・明確性と流通性を欠くため、農民が長期的な資本投下を行いたがらず、農地の劣化をもたらす結果となる。したがって、最近、中国の農業法学の関心は、このような請負経営権の限界、農業に適した請負経営権の法的構成、及び市場原理の導入可能性に集中している¹²⁾。また、日本での研究も、中国の農地

9) 加藤光一「東北アジアにおける家族農業経営の比較研究——韓国・台湾・中国の小農経営のパスpekティブ」（『農業法研究』40巻、2005年）、64頁。但し、「集体」すなわち農地の所有の主体が、具体的に何を指すかについて、法律からは明白な結論が得られず、論争がある。「村説」と「生産隊（組）説」が対立していると指摘したものとして、粟津光世「中国・農業承包契約の諸問題——最高法院・司法解釈[1999]第15号を中心に——」（『JCAジャーナル』47巻2号、2000年）、29頁の注(1)。また、民法通則は集体の定義を「郷鎮、村」と定めていると指摘したものとして、劉霞「当議现阶段中国農地制度創新」（『中共濟南市委党校学报』2005年2期、2005年）、45頁。その根拠は中華人民共和國民法通則74条2項である。

10) 張新光「論農地平分機制向市場機制的整体性軌軌」（『華東理工大学学报（社会科学版）』18巻3期、2003年）、33頁。蔣占峰「農地產權制度創新与中国農村城鎮化」（『江漢論壇』2005年11期、2005年）、60頁。

11) 原文は「承包經營權」であり、日本では一般的に「請負經營權」と訳されている。その実質に鑑みて、「使用權」と称されることもある。梁慧星主編『中国物權法草案建議稿』（社会科学文献出版社、2000年）、514頁を参照。

12) 注9)と注10)の研究の他、農地の請負經營權の位置付けを明確にさせ、一定の市場メ

の利用権ないし請負経営権の法的性質に関する考察が多数を占めている¹³⁾。総じて言えば、中国の農業法学は、農地の請負経営権の再構成を重視し、その改善によって土地利用の効率化を達成し、さらに農業経営の規模の拡大及び農業のグローバル化の問題を解決しようという観点から議論を展開している。但し、将来の制度設計はさておき、現行の「農地請負経営権」制度の下ではその相続性が認められていないため、(たとえ相続法は均分の原則を採用しているとしても)「農地ないし農地請負経営権が相続により細分化されるか」という問題はまったく提起されず、中国法の研究者には意識されていない。

民法の均分相続の原則と農業経営の要請との間の矛盾は、台湾では、農業法を改正する度に立法院(台湾の立法院)で取り上げられている。それにもかかわらず、農地の相続問題に正面からアプローチする研究は、一件¹⁴⁾しか見つからず、しかも範囲が80年代中頃までに限られ、2000年の農業法大改正に及んでいない。その他の農地に関する研究は、大別して二種類に分けることができる。第一は、税法の観点から、農地の承継に関する遺産と贈与税を整理・検討するものである¹⁵⁾。これらはもっぱら税法の技術的問

カニズムの導入と流通性の向上を強調する中国の研究として、袁曉輝・王衛衛「論我国農地的有效利用与規模化經營」(『中共長春市党校学報』2005年5期, 2005年), 49頁以下。何煉成・何林「我国的農地制度与改革」(『陝西省行政学院 陝西省经济管理幹部学院学報』19卷1期, 2005年), 5頁以下。孫中葉「創新農地產權制度 促進二元經濟結構轉換」(『河南工業大学学報(社会科学版)』1卷2期, 2005年), 19頁以下を参照。

13) 柳澤和也「現代中国における「農村土地使用権」の設定とその効果——土地利用の効率化と土地財産の保障」(『経済貿易研究〔研究所年報〕(神奈川大学)』28号, 2002年), 57頁以下。同「『中華人民共和国農村土地請負法』の検討——土地利用の効率化と土地財産の保障の実現の視点から」(『商経論叢〔神奈川大学)』39卷1号, 2003年), 59頁以下。蔡柱国「現代中国における土地使用権制度」(『白鷗法学』22号, 2003年), 172頁以下。沈軍「中国における土地所有権の概況及び問題点」(『早稲田大学大学院法研論集』109号, 2004年), 45頁以下。長友昭「中国における農村土地請負経営権の生成過程」(『早稲田大学大学院法研論集』111号, 2004年), 372頁以下。小田美佐子「中国における農村土地請負経営権の新たな展開——『農村土地請負法』制定を手がかりに」(『立命館法学』298号, 2005年), 77頁以下。

14) 陳芳雪「農地一人継承可行性研究」(国立政治大学地政研究所・中国地政研究所修士論文, 1984年)。

15) 劉其昌「配合農發条例修正土地税法遺產及贈与税法部分条文之剖析」(『中国稅務旬刊』1744期, 2000年), 14頁以下。陳東興「淺談農業發展条例及配套法律之修正」(『中国稅務旬刊』1747期, 2000年), 14頁以下。芬芳「新修正農業發展条例之租稅探討」(『中国稅務旬刊』1750期, 2000年), 13頁以下。薛兆亨・洪嘉聯「農業用地之遺產及贈与税法歷年立法剖析」(『中国稅務旬刊』1754期, 2000年), 14頁以下。蔡朝安・游成淵「淺談農地贈与或繼承追繳應納稅捐之認定爭議」(『稅務旬刊』1913期, 2004年), 40頁以下。張國清「農

地因繼承或贈与免稅後五年内出售時追繳稅款之商榷」(『稅務旬刊』1965期, 2006年), 13頁以下。

題、例えば遺産税の負担を免れた相続人は農地の相続後、五年以内農業を継続すべきであり、それに反する場合に税を納付しなければならないが、これはどの農地(相続したすべての農地なのか、農業の用途に使用していない部分の農地だけなのか)についての税を指すのかという点に議論が集中している。つまり、税法の側の研究は、農地の相続を事象として受け止めているにすぎず、相続の原理と農業経営との齟齬に関心を持っていない。台湾における第二の種類の研究は、「効率的な農業経営」という農業学の立場から出発し、高齢の農業経営者が農地の処分決定にあたってどのような要素を考慮しているのか、さらに、これに基づいて、国がどのような法制度を設計し高齢の農業経営者の決定を「農場の規模拡大」という目標に合致するような方向へと誘導するのか、というものである¹⁶⁾。もっとも、農業学の側の研究の多くは、市場メカニズムの下で目標達成に適切な法整備(例えば、農地賃借権)を提示する経営学的なもの¹⁷⁾であり、市場メカニズムとは無縁な相続に触れるものがほとんど見られない。

3 本稿の課題

以上で述べた通り、農業経営の観点から、あるべき農業法ないし農地法を検討する先行研究は、中国と台湾には数多く存在する。他方で、法律学の側から相続法と農業経営の関連を考察するものが非常に少ない。しかし、伝統中国法における均分相続の原則は、農地の細分化をもたらしかねず、確かに現代農業の大規模経営の要請と衝突している。本稿は、このような法の間(民法と農業法・慣習法と制定法の農業法の間)の衝突の過程や変遷を明らかにする必要性を意識しながら、法律学のアプローチにより改めて農家相続の問題に迫りたいと考えている。但し、紙幅の制限で、農家相続の問題が未だに深刻に浮び上がっていない中国の検討は他日に期し、考察の範囲を台湾に限定する。

本稿の第一の課題は、農業関連法案の立法・改正過程の議論を通じ、台湾における慣習法・民法と農業経営の要請との対立の経緯を跡付けることである。ところが、後述するように、時代が進むと、(農業経営の維持のための)農家相続に関する条文はすべて廃止された。かつて立法委員が極めて重視し(しかし学説の研究は少なかった)た

地因繼承或贈与免稅後五年内出售時追繳稅款之商榷」(『稅務旬刊』1965期, 2006年), 13頁以下。

16) 蔣憲国・鄭仲「影響無農業後繼者的年老農民農地處理方式之研究——花蓮地区之個案」(『農業經營管理年刊』4期, 1998年), 1頁以下。吳惠卿・陳正輝「集集鎮番石榴產班高齢農民繼續經營農影響因素之研究」(『農業經營管理年刊』9期, 2003年), 108頁以下。

17) 代表例として、蕭代基「經濟自由化下的農地政策」(『經濟前瞻』9号, 1988年), 144頁以下。劉欽泉・蕭景楷「促進台灣農地使用權流動性之研究」(『農業經濟半年刊』69期, 2001年), 1頁以下。

農家相続の問題が、なぜ忽然と姿を消したのか、すなわち、どのような変化が農家相続の問題の基盤に生じたのが本稿の第二の課題である。最後に、初めの問題の立て方、すなわち農業経営と均分相続との「衝突」に戻り、果たしてそういった問題設定自体が妥当なのかについて述べることで、結論に代えることとする。

II 農家相続の意識の萌芽から議論の白熱化まで

農家相続の問題に明確に対応する制定法は、土地法、農業発展条例と遺産及び贈与税法¹⁸⁾ (後の二者は共に1973年成立) の三つである。73年以前の農業関連法は、相続の問題にまったく言及していない。また、遺産税法(1946年成立、1973年廃止)には、農地の相続税に関する規定があるが、立法者の意思は必ずしも明瞭ではない。以下ではまず73年までの法律と社会背景を簡単に紹介し、なぜ農家相続の問題が放置されていたのかを説明する。次に、73年の両法案の制定・成立と75年の土地法改正を境に、どのように農家相続の議論が噴出し、その後はどのような進展を遂げたのかを論じていく。

I 1973年以前の状況——問題意識の欠如

(1) 1946年の土地法改正

土地法は1930年に中国で制定され、現行の中華民国民法と同様の歴史を持つが、30年法は農地の移転について特に規定がなかったのに対して、戦後の1946年の大改正により、農地に関する最も重要な規定が誕生した。すなわち、土地法30条1項においては、「私有の農地の移転にあたって、譲受人は、譲受後、自作できる者に限られる」、すなわち、農地の所有者が自作する者でなければならないという「農地農有」の原則が採用された。実際に農業に従事する者が農地を所有するという要請は、小作農を地主の搾取から救う方法の一つと考えられ、国の重要な政策目標でもあった。条文の文言は「移転」であり、本来は、相続による移転と売買による移転等が含まれるはずである。すなわち、厳格な文言解釈では、農地の相続人は必ず自作能力を有しなければならない。しかし、1947年3月6日地政署京権字第301号(行政解釈)では、民法相続編の条文が改正されるまで、農地の相続による移転は、土地法30条の拘束

18) 本来、「遺産税法」は1946年に制定されたが、それは生前の贈与を課税の対象としなかった。そうすると、生前贈与により財産を移転し、遺産税を回避した者が続出したため、1973年に「遺産税法」が廃止され、新たな「遺産及び贈与税法」が成立した。また、新旧法は共に、(アメリカ法と同様に)被相続人の「遺産」を課税の対象としており、(日本のように)各相続人が得た遺産を課税の対象としていないため、法の名称は「相続税」ではなく、「遺産税」とされた。本稿は原文通りの「遺産及び相続税法」を使用する。

を受けないとされた¹⁹⁾。したがって、1975年の土地法改正までは、農地の相続人の資格に関する制限は特に存在しなかった。

(2) 1946年の遺産税法

戦後、新たに成立した遺産税法は、その第7条において「遺産中の土地が相続人により自作を継続された場合に、当該農地が負担すべき遺産税は半額とされる」と規定している。但し、1946年立法当時の資料が見つからず、農地の遺産税が半減された正確な理由は不明である。

同条の「相続人により自作」という文言は、相続人の数に対して特に制限を設けていない。複数の相続人が共同相続するときも税金半減の優遇を受けることができるので、この条文は農地が相続により細分化されることの問題性を意識していないといえよう。では、なぜ他の土地(例えば宅地)を相続する場合は全額の遺産税を払わなければならないのに対して、農地を相続する場合は遺産税が一律に半額に減らされるのか。「国が低所得者である農民に与える優遇」としか説明がつかないが、これは平等原則に反しかねない。類似する条文は、現行の農業発展条例と遺産及び相続税法にも存在しており、その手段の合理性が税法の専門家からは疑問視されている²⁰⁾。いずれにせよ、後の議論でも見られるが、台湾の立法委員が、農家に対して奇妙に同情的な感情²¹⁾を抱いているため、農業関連法ではしばしば論理的に説明できない条文に出会うことがある。

(3) 1952年の遺産税法改正

国民政府は1949年台湾に移った後、農地改革を実施した。すなわち、49年から53年にかけて、「三七五減租」(小作料軽減)、「公有耕地放領」(官有農地の払下げ)、「耕者有其田」(地主所有農地の割譲)という三段階の改革である。それが徹底的だったのか、あるいは台湾の経済成長に直結したのかについては懐疑的な視点が示されてい

19) 台湾省政府民政庁地政局編『台湾省地政法令輯要 上冊』(台湾省政府民政庁地政局、1948年)、45頁。

20) 薛兆亨・洪嘉聯「農業用地之遺産及贈与税法歴年立法剖析」(『中国税務旬刊』1754期、2000年)、18頁。

21) 専門家による研究にも、農業ないし農家の被害者としての性格を強調するものがある。劉進慶「第一章 農業」(隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦『台湾の経済——典型 NIES の光と影』(東京大学出版会、1992年)、90頁は、「台湾農業は……軍事財政を支え、工業化を育くみ、経済発展のために余剰を供出し、労働力を供給してきた。そしてその果ては工業化の蔭に隠れ、没落し、歴史の舞台から降りようとしている。それでも農家の生活は向上した。しかしそれは農外の賃金収入が増えたためである。……農家は農家ではなくつつあると同時に、依然として社会の最底辺をなしている」(下線は筆者)と農家への同情的な理解を示している。

る²²⁾ものの、この時期に農業生産が急速に復興し、さらに、自作農が広範に形成された点では評価されている²³⁾。したがって、46年から51年までの期間は「復興期」と呼ばれている。

1952年から68年まで農業は年平均5.5%の持続的成長を遂げたため、「成長期」と称される。工業化の進展につれ、国は「農業で工業を育成し、工業で農業を発展させる」というスローガンを掲げたが、実際には農業は、低賃金労働力及び農民余剰の供出等の側面から工業化を一方向的に支援していた²⁴⁾。農業の発展が目覚しい1952年に、遺産税法が大幅に改正され、農地の遺産税に関する条文は11条に変わり、「遺産中の土地が相続人により自作を継続された場合には、その土地は半分の価額のみを遺産総額に算入し税を課す」と定めている。以前の条文は「税額の半減」であったのに対して、この条文では遺産総額の算定の際に調整が行われるのである。この規定の仕方は基本的に、後の1973年に新たに立法された遺産及び贈与税法に引き継がれている。それはともかく、1952年の改正条文は以前の条文と同様に、農地の相続人の数に言及していないから、相続による細分化の問題は視野に入れられていない。

農家相続ないし農地の零細化問題は、70年代の農業の衰退期になってはじめて意識された。なぜなら、その時期に農業は構造調整や効率的経営(規模拡大)を迫られたために、農地の相続による細分化が、負の要因として浮上したからである。また、工業がある程度まで発展し、農村の過剰な労働力を吸収する受け皿になるまでは、大部分の人は農村に居住し農業を営むしかないので、その段階で法が農地の単子相続を強制するのも非現実的であったからである。

2 1973年の農業発展条例と遺産及び贈与税法——農家相続の問題の登場

1969年以降、農業は完全に工業に凌駕され、衰退期に突入した²⁵⁾。この時期に農業の生産コスト、とりわけ労働賃金が上昇したことに伴い、農産品の価格と農業の生産力が同じ比例で上がったわけではない。結局、農家は収益が減り、農業に従事する動機も低下

した。国は、農業の生産構造の改善と労働生産力の向上という政策方針を打ち出して、具体的には、①農場の経営規模の拡大、②農業の機械化、③農業の生産特別区の促進、という方針が掲げられた。農業発展条例はこれらの政策的措置の法的根拠として1973年に立法された²⁶⁾。

農地の細分化は農場の規模拡大を阻害するため、同条例では、22条に一定面積以下の耕地の分割と共有への変更を禁止する規定、23条に農地の単子相続を奨励する規定がそれぞれ設けられた。この二つの条文は立法院の審査に際して特に熱心に議論された。また、73年に新たに制定された遺産及び贈与税法では17条において、農地相続に関する税の優遇が定められている。以下ではこの三つの条文の立法過程を概観する。

(1) 農業発展条例22条(分割と共有の禁止)

当初行政院が立法院へ提出した草案は、「農場規模を拡大し農地の細分化を防ぐため、現存する一つの単位²⁷⁾の耕地は、さらに分割し、あるいは共有の状態に移転することができない」となっていた。つまり、仮にある農家が一つの単位の耕地しか持たないならば、相続の場合に耕地は複数の相続人に分割され、または共有されることができない。しかし、この草案は民法の均分相続の原則と相続慣習に反するとして立法委員の強い反発を招いた²⁸⁾。結局、出来上がった22条には「但し、(耕地が)相続により移転された場合は共有することができる。……²⁹⁾」という文言が加えられ、相続の場合における農地の共有は認められた。

しかし、留意すべきことは、農地の分割が認められていないことである。すなわち、農地について、相続による共有は可能であるが、分割はできない。この条文は、二年後の土地法改正の30条の1と共に、数世代にわたる複雑な共有関係、または登記名義と実際の所有者との相違等の面倒な問題を生み出した。この点の検討は以下の3(2)に譲る。

(2) 農業発展条例23条(農地の単子相続の奨励)

23条は「家族農場の農地について、国はその単子相続と農業の継続を促進・奨励すべきである。その方法は政令で定める」と規定している。行政院の説明によれば、

22) 農地改革の妥協的な性格を指摘したものとして、劉進慶『戦後台湾経済分析』(東京大学出版会、1975年)、79～80頁。農地改革と経済成長とは因果関係がないと主張するものとして、黄樹仁「台湾農村土地改革再省思」(『台湾社会研究季刊』47期、2002年)、199頁。

23) 加藤光一「東北アジアにおける家族農業経営の比較研究——韓国・台湾・中国の小農経営のパス・ペクティブ」(『農業法研究』40巻、2005年)、57頁。

24) 劉進慶「第一章 農業」(隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦『台湾の経済——典型 NIES の光と影』(東京大学出版会、1992年))、59頁。

25) 「復興期」、「成長期」と「衰退期」のような時期区分は、劉進慶「第一章 農業」(隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦『台湾の経済——典型 NIES の光と影』(東京大学出版会、1992年))、57頁を参照。

26) 『立法院公報』62巻39期595号、1973年、13～15頁。

27) 原文は「毎宗の耕地」である。「宗」は、土地の最小面積の単位である。具体的な大きさは地方自治体により決定される。

28) 『立法院公報』62巻57期613号、1973年、8～9頁[駱啓蓮、黄世英発言]；同巻63期619号、1973年、7頁[李公権発言]。

29) 「……」は、「非耕地に変更された部分は、分割することができる」のであり、相続の問題と関連しないため、省略する。

土地の細分化は均分相続に起因するが、均分相続の制限が民法と社会通念に反することに鑑み、本条例は強制ではなく、奨励によって単子相続を誘導するとされている³⁰⁾。立法委員の意見は概ね、①単子相続は民法と慣習に違反すること³¹⁾、②奨励の方法は明文に定めていないこと³²⁾、という二種類に分けられる。①について、非強制的な措置という説明が立法院に受け入れられ、23条は採択された。②について、農業発展条例には最終的に明文が設けられておらず、七年後の改正にあたって、ようやく具体的な内容が盛り込まれた。

(3) 遺産及び贈与税法 17条

1946年の遺産税法は、死亡時の遺産のみを対象としたため、人々は常に生前贈与によって遺産税を回避していた。したがって、1973年に贈与をも併せて規律した遺産及び贈与税法が新しく採択された。同法17条は、遺産総額を算定する際に控除すべき項目を定めている。その1項3号である「遺産中の土地で相続人または受遺者によって自作が継続された場合には、土地の半分の価値を控除する」という規定によれば、農地は半分の価値しか遺産額として計算されない。立法過程の史料を見る限り、農地の相続税の優遇については特に議論がなかった。その理由は、この優遇は基本的に1952年の遺産税法11条の内容を踏襲しているからであろう。すなわち、条文は特に相続人と受遺者の人数を定めておらず、民法と慣習法の均分相続の原則に抵触することもないため、議論されずに採択された。

以上の73年の立法内容から、農地の単子相続は議論されたものの、僅か一部しか現実の条文にはならなかった（農業発展条例22条における相続農地の分割の禁止）。23条は「単子相続を奨励すべきである」と定めているが、具体的な方法が書かれておらず（遺産及び贈与税法17条の優遇措置は、農地の単子相続とは関係がないから、ここで「方法」に属さない）、宣言的な意味しか持たない。

3 1974年の民法改正と1975年の土地法改正

(1) 民法改正——挫折

台湾の司法行政部（日本の法務省に相当）は、1974年8月に民法の改正のための

30) 『立法院公報』62巻48期604号、1973年、29頁 [内政部政務次長高応篤発言]。

31) 『立法院公報』62巻57期604号、1973年、9頁 [陳願遠、邱家湖発言]；同巻61期617号、1973年、4～5頁 [楊粹発言]。

32) 『立法院公報』62巻48期604号、1973年、31～32頁 [冷彰発言]；同巻60期616号、1973年、8、12頁 [潘廉方発言]；同巻61期617号、1973年、3～4頁 [潘廉方、冷彰発言]は、国が農地相続人に低利子のローンを貸付けることにより他の相続人に補償するという案を薦めたが、ローンのほか、（他の相続人に対する）転業訓練の実施や遺産税の優遇などの奨励措置をも採り得るとして、行政院の裁量に任せるという結論に達した。

研究修正委員会を設置した³³⁾。翌年に公表された改正の重要論点の一つとして、均分相続の原則が提起された。すなわち、「民法は相続にあたって均分の原則を採用してきた。例えば、農家甲が5人の息子を有する場合に、その死後に農地は五等分にされることとなる。この制度は農業社会では公平で合理的であるが、工業の進展につれ、農業が機械化の時代に突入した現在、過小な面積の農地は望ましくない。上述の例のように遺産を均分し、農地を細分化することは農業の経営に不利な影響をもたらす。したがって、英米のように遺産で遺産の自由処分を認めれば農地の零細化が避けられるという主張は存在する。……他方で、遺産を自由に処分する制度は、わが国の社会通念と合致しないという学説もある。つまり、被相続人が特定の子に偏った処分を行ったら、遺産をめぐる紛争が生じかねない。現行の均分原則は公平で合理的であるから、安易に変更すべきではないと説かれている。総じていえば、現行の相続制度には不適切なところがないのか、農地の均分相続とその経営の間の矛盾に関して妥協点が見つけられるのかについては、更なる研究が必要である」³⁴⁾。

この改正の動きは、1976年に行政院長によって、「改正案は手続や費用に対する修正が多く、方針の転換ではないから、絶対に必要といえない」として却下され、最終的には挫折した³⁵⁾。しかしながら、60年代末から芽生えた農家相続の問題が、73年の農業発展条例の立法時に大きく取り上げられ、さらに75年の民法改正論議まで持続していることは明らかである。

(2) 土地法改正——農地相続人の資格制限

1975年の土地法改正での農家相続に関連する条文は二ヶ条である。まず30条1項は「私有の農地の所有権移転について、譲受人が自作できる者に限られ、且つ、共有の関係となることができない。但し、相続による移転の場合は、共有の関係とすることができる」と定めており、本文は旧条文の「農地農有」原則、但書は農業発展条例22条の趣旨に沿っている。当初、行政院が提出した草案では、農地の細分化に歯止めをかけることを重視し、相続の場合の共有に関する但書が設けられていなかった。立法院の審議では、（相続による農地の共有は例外として許される）農業発展条例22条との矛盾を理由として猛烈に批判された³⁶⁾ため、同条には農業発展条例と同様の但書

33) 司法行政部民法研究修正委員会編『中華民國民法制定史料彙編（上）』（司法行政部、1976年）、962頁。

34) 司法行政部民法研究修正委員会編『中華民國民法制定史料彙編（上）』（司法行政部、1976年）、984頁。

35) 司法行政部民法研究修正委員会編『中華民國民法制定史料彙編（上）』（司法行政部、1976年）、985頁、蔣經國行政院長の指示を参照。

36) 『立法院公報』64巻54期808号、1975年、3頁 [呂学儀発言]；同巻55期809号、1975年、7頁 [蔡友土発言]；同巻56期810号、1975年、1頁 [駱啓蓮発言]、3頁 [牛踐初発言]。

が加えられることとなった。

次に、30条の1は、「(1項) 農地の相続人の一部が自作能力を有しない場合には、遺産分割の際に、農地は自作能力のある者に相続されるべきである。相続分に従う分割ができない場合は、協議により他の相続人に補償することを要する。(2項) 農地の相続人の全員が自作能力を有しない場合に、相続開始後の一年以内に、相続農地を自作能力のある者に売却しなければならない」と規定している。これは、農業発展条例23条における農地単子相続の促進の方針を具現化したものであると説明されている³⁷⁾。

しかし、詳しくみれば、この条文は農地相続人の資格に(自作能力の)制限を加えたが、相続人の人数を規制していない。実際に法施行後の調査からも、単子相続の促進の効果は見てとれない(以下のIV1を参照)。それどころか、この条文は、かえって面倒な法律関係の発生をもたらす。すなわち、均分相続を維持し、この条文の拘束を潜脱するため、農家の共同相続人は、農地の登記名義を、自作能力のある一人の相続人に移転するもの、実際には所有権は依然として相続人全員で共有するという合意をする。つまり、この土地法30条の1の制限により、実際の所有権の状態と登記名義とが異なるという事態が多く発生した。結局、2000年の農業発展条例の改正は、この問題を解決するため、具体的な規定(17条)³⁸⁾を新設せざるをえなかった。

総じていえば、75年の土地法改正は、相続人の資格制限によって単子相続の目標に接近しようという試みであったが、実際に単子相続が促進されることがなかった。

III 農家相続の問題の結末から退場まで

1 1980年初期の農業発展条例と遺産及び贈与税法の改正——単子相続の奨励措置の明文化

農業発展条例が1973年に施行されてからも、農地の零細化の問題は一向改善されていなかった。1970年に家族あたりの農場の平均耕地面積は0.82haであったのに対して、1980年には0.79haへと低減した³⁹⁾。農場の規模拡大を図り、相続による細分

37) 『立法院公報』64巻55期809号、1975年、3頁[内政部地政司司長張維一發言]。

38) 2000年農業発展条例17条1項は、「本条例改正前に、旧土地法30条の1及び修正前の本条例31条の制限により、相続人が約定または信託で、農地またはその持分を受託者の名義に登記した場合に、本条例改正施行後一年以内は、当該相続人は所有者の登記名義の回復を請求することができる。回復請求権者は、その持分に依じた分割を請求することができる」と定めている。また、2003年1月の法改正で、条文で定められた名義回復の期間(2000年1月28日から2001年1月28日までの一年間)が経過したため、この条文は削除された。

39) 行政院主計処「台閩地区農林漁牧業歴次普查摘要表」(<http://www.stat.gov.tw/public/>)

化を防ぐため、1980年には農業発展条例の改正案が提出されたが、その中で、23条の具体化は重要なポイントである。

行政院の23条の草案は、農地がまとめて一人の(自作能力を有する)相続人に相続され、且つ農業の経営が継続される場合に、遺産税と五年分の固定資産税(原文は「田賦。収穫された作物で現物徴収)を免除すること、及び当該相続人が現金で他の相続人に補償することを要する際に、農業管轄機関が十年以上の低利子ローンの申込に協力することを定めている。立法院の審議では、73年の立法時とは大きく異なり、これらの奨励措置が民法や慣習法の均分相続に抵触するのではないかという質問は、一切出されなかった。ただ、被相続人の死亡による相続のみならず、生前の家産分割(「分家」という。法的性質は「贈与」と決定される)⁴⁰⁾もまた農地の細分化を招く可能性があるため、立法委員の提案で、相続人の一人は(被相続人の生前に)農地の贈与を受けた場合でも、贈与税と固定資産税の免除及び低利子ローンの優遇を受けられるようになった⁴¹⁾。

次に、農業発展条例の新たな免税措置に法的根拠を与えるため、1981年に遺産及び贈与税法の改正で、遺産税と贈与税のそれぞれの条文も調整された。遺産税について、元の17条1項3号は、5号に移され、「遺産中の農地は相続人または受遺者によって農業経営が継続された場合には、土地の半分の価値を控除する。但し、自作能力のある相続人の一人に相続され、且つ農業経営が継続された場合には、土地の全額の価値を控除する」と定めている。また、贈与税の部分についても、20条5項において「家族農場の農地は自作能力のある配偶者または民法1138条で定められた相続人の一人に贈与され、且つ農業経営が継続された場合に」、農地の価値は贈与財産に算入しないとされた。以上の改正に関しては、立法院では特に議論が見られなかった。

2 1983年農業発展条例改正——行政院の強行規定の試み

行政院が提出した草案は、再び農地の細分化を問題視し、30条(旧法の22条に相当)で耕地の分割と共有を完全に禁止すること(しかも相続による共有を認めない)、及び31条で「家族農場の耕地は、自作能力のある一人により相続されまたは引き継がれ、且つ農業の経営を継続されるべきである。……」(下線は筆者)と定め、耕地

Data/713116125771.pdf)を参照。

40) かつての中国は大家族制度の国であるといわれている。「家産」は家の共同財産である。父から息子への家産の移転は、「分家」(家産分割)という手続で完成され、父の生前にも死後にも行われうる。家産分割において、兄弟均分の原則は堅持されてきた。滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、1967年)、245頁を参照。

41) 『立法院公報』69巻41期1317号、1980年、156頁[黃世英發言]。

の単子相続を強制することが明文で要請されている。しかし、立法院は、この強行的な規定が現実から甚だしく乖離しており、国民の反発を招きかねない⁴²⁾として、最終的には、30条では相続による共有を認め、(草案)31条を削除した。

また、草案32条(旧法の23条に相当。正式な条文になった際は31条に移動)は、旧23条に類似しているが、農地の相続または受贈から、農業の経営が五年に満たない場合には、相続人または受贈者は免除された税金を払わなければならないという要件が新たに加えられた。また、農地を相続していない他の共同相続人に補償するための低利子ローンは、期間が十年から十五年へと引き上げられた。

以上のことから、行政院がもはや80年に改正された農業発展条例23条のような奨励措置に満足せず、強制的な単子相続制度を試みたことは明らかである。

3 1995と1998年遺産及び贈与税法の改正——単子相続に対する税の優遇措置の撤廃

台湾は1990年にGATTに対して入会を申し入れた。GATTの加盟により、農業が大きな衝撃に直面すると予想した立法委員は、1995年に遺産及び贈与税法の改正を提案した。17条1項6号(旧条文は5号)は、「遺産中の農地と地上作物は、相続人または受遺者によって農業経営が継続された場合には、土地と作物の価値を全額控除する。但し、農業の経営が五年に満たない場合には、相続人または受贈者は免除された税金を払わなければならない」と定めている。すなわち、従前は農地の価値が遺産に算入されないためには、農地が一括して一人の相続人に相続されることを要したが、この改正では相続人の数が問われないこととなった。遺産税と贈与税により単子相続の促進を図ろうとする80年の農業発展条例の方針は、これで没却されたことになる。一方、立法当時の史料から、農業政策を司る農業委員会は、80年農業発展条例の非実効性を認めた上で、遺産及び贈与税法の今回の改正について、反対の意見を示さなかった⁴³⁾。

次に、98年の改正は、遺産税に関する95年の改正を、贈与税にも同様、パラレルに適用するというものである。すなわち、旧20条5号は、農地の受贈者が一人という条件であったが、改正後、人数に対する制限は撤廃された⁴⁴⁾。

以上の税法改正では、80年代初頭から続いてきた農地の単子相続に与えられる税の優遇措置が廃止された。その背景には、農業政策の根本的な転換という事情が存在

42) 『立法院公報』72巻69期1658号, 1983年, 32頁 [冷彭発言]; 同巻81期1670号, 1983年, 135頁 [蘇火燈発言], 137頁 [冷彭, 張其彭発言]。

43) 『立法院公報』84巻1期2758号, 1995年, 34~35頁 [財政部常務次長王政一発言]。

44) 『立法院公報』87巻31期2980号中冊, 1998年, 261~262頁。

すると言わねばならない。その詳細は以下の4で検討する。

4 2000年の大改正——農家相続を配慮する条文の廃止

かつて、台湾の農業政策は、農地所有権の配分により、実際に農業に従事した者(自作農)を保護し、その生活を改善しようというものであった。この理念の下で、自作能力のある者(自作農)のみが耕地を所有できること、及び耕地の細分化と転用が厳格に制限されることが、様々な法律で定められてきた。時代が進み、1990年代末、WTOの加盟予定とグローバルの波は農業を襲った。国民経済における農業の比重の低下、農家の高齢化、及び農業科学技術の進展など、新しい社会や経済環境に対応するため、農業の市場競争力を高めなければならない。すなわち、効率的な経営・管理と新たな資本と技術の導入、言い換えればある程度の市場原理を働かせる必要がある。そのため、市場メカニズムを著しく阻害する「自作農だけが農地を所有できる=農地農有」政策には、疑問が投げかけられた。

行政院は1998年に農業発展条例の改正案を立法院に提出し、様々な議論が行われた。その結果、最後には「農地農有」政策は緩和され、「農地が農業の用途に利用される=農地農用」という方針だけが残されることとなる。この農業発展条例の改正に伴い、土地法と遺産及び相続税法における関連規定も変更された。以下では農家相続に関係する一連の法改正を整理することとする。

(1) 土地法

農地の所有者に対する資格制限が撤廃され、土地法30条と30条の1は削除された。すなわち、農地が農業の目的で使われている限り、何人でも農地を所有することができるのである。

(2) 農業発展条例

農家相続に関連する条文は、旧30条(分割と共有の禁止)と旧31条(農地相続に与える税金等の優遇措置)である。まず、前者について、旧土地法30条と旧農業発展条例30条により、農地は相続による共有は可能であるが、(最小面積単位以下の)分割はできなかった。しかし、この制限によって数世代にわたる複雑な共有関係が発生し、社会問題にまで発展した。これを何とか解決するという志向は、与野党で共通していたが、具体的な面積制限については激しい対立が見られた。行政院の草案は、今回の農業発展条例の改正前に相続された農地の分割を認めるが、改正後に相続される農地については、分割後の各人の所有地が0.1ha以上の場合に限って分割を認める、というものであった。すなわち、機械作業に適する農地の最小面積は、0.25haであるが、相続による共有の問題の深刻さに鑑み、分割は0.1haまで緩和されたと説明されている⁴⁵⁾。これに対して、立法委員の多くは、法改正前または後の相続を問わず、すべて自由に分割可能とされるべきであると主張している。その理由は、以下の通りである。第一に、分割により零細化した農地が農業の経営に適さないため、そのような農地は、自

然に他人に売却され合併されるであろう。市場メカニズムで調整すれば足りるのであり、分割の最小面積を法で制限する必要はない⁴⁵⁾。第二に、面積制限規定に抵触した場合には、農地は分割できず共有（正確には合有）の状態にあり、処分は不可能である。これでは家族間の亀裂と紛争をもたらしかねない⁴⁷⁾。その結果、最終的に成立した新農業発展条例16条は、農地の相続に関して、共有はもちろん（以前から認められてきた）、分割もまた条件なしで承認され、立法委員の主張が貫徹されたのである。

旧31条（農地相続に与える税金等の優遇措置、新法は38条に移動）に関する議論は、以上の旧30条と比較して遥かに少ない。農家相続に関する最も大きな変更点は、旧法の「単子」の要件を廃止し、相続人と受贈者の数に拘らないことである。旧法では（自作能力のある）単子相続または単子受贈により免税の優遇が受けられたが、相続人の中に自作能力のある者が一人もいない場合、あるいは単子相続の協議に達せず均分で相続する場合は、免税されない。そうすると、巨額な遺産税等を負担できない事例が現れ、（不動産の登記名義変更には遺産税納税証明が必要であるから）遺産分割協議の結果通りの登記を行うこともできない⁴⁶⁾。したがって、行政院は「単子」という免税の条件を削除した。このことは95年と98年の遺産及び贈与税法の改正に合致する。もう一つの変更は、固定資産税の免除を五年分から十年分へと上げた。さらに、旧法では相続時または受贈時から五年以上の農業の継続という条件があったが、新法は、「受継人（筆者注：相続人と受遺者の総称）が受継時から五年以内、当該土地を農業に使用せず、かつ管轄機関の定めた期限内に農業の使用に回復されない場合、または期限内に農業の使用に回復されたが再び農業に使用していなかった事実がある場合には、以上で免除された税を納付しなければならない。但し、当該受継人の死亡、当該土地の公用徴収または法律により非農用地に変更されたときはこの限りではない。」と定め、五年の期間制限に様々な付加条件が加えられた。すなわち、法が例外を許し、緩和したと読み取れる。また、十五年間の低利子ローンは、二十年間へと拡大された。

(3) 遺産及び相続税

農家相続に関する遺産税（17条1項6号）と贈与税（20条5号）の規定に関しては、以上の農業発展条例の改正に合わせるため、「五年間の農業継続」に対する修正が加

45) 『立法院公報』89巻3期3062号中冊, 2000年, 41頁 [農業委員会主任委員林亨能発言]。

46) 『立法院公報』89巻3期3062号中冊, 2000年, 38頁 [鄭朝明発言], 39頁 [彭紹瑾発言], 42頁 [葉宜津発言], 46頁 [洪玉欽発言]。

47) 『立法院公報』89巻3期3062号中冊, 2000年, 38頁 [鄭朝明発言], 39頁 [侯惠仙発言], 44頁 [翁重鈞発言], 45頁 [何嘉榮発言], 46頁 [曾蔡美佐発言], 47頁 [鍾紹和発言]。

48) 『立法院公報』89巻4期3063号一冊, 2000年, 256頁。

〈表〉農業発展条例における零細化を防ぐための措置

	(相続の場合における) 農地の分割の規制	単子相続の促進
1973年	あり	なし(宣言条文のみ)
1980年	あり	あり(遺産税・五年分の固定資産税の免除)
2000年	なし	なし(税免除の単子要件の削除) ※但し遺産及び贈与税法の単子要件の削除は1995と1998年

えられたにとどまる。

以上のような2000年の法改正が、農家相続に及ぼす重要なポイントは、分割制限の撤廃と免税の優遇の拡大（単子相続の条件の撤廃）の二点である。言い換えれば、農家相続に特別な配慮をする条文は、すべて取り除かれた。農家相続の問題はここで正式に相続に関する舞台から退場する。仮に農家相続の問題を、「均分相続」と「農業（大規模な）経営」との衝突問題として理解するなら、すなわち、農業経営を保全するために均分相続を制限しなければならないという観点に立てば、2000年の時点で、農業経営の要請は法制度から完全に敗退したといえる。この「敗退」の問題について次節でさらに検討を進める。

IV おわりに

1 台湾における農家相続問題の跡付け

台湾の農業の零細化は、戦後から続いてきた問題である⁴⁹⁾。零細化が農業の経営に負の影響を与えるとして、法律が正式に対処しはじめたのは1973年の農業発展条例からである。まず、農地の分割は零細化を直接に帰結するため、規制の必要があると立法者は考えた。次に、「分割」という表面的な現象の以前から伝統法に存在した均分相続が、分割＝零細化をもたらす原因の一つとして把握され、したがって均分相続を何らかの方法で制限し、単子相続を促進する必要があるという考え方が発生した。このように、相続による農地の細分化を防止する方法は、分割の規制と単子相続の促進という二本柱によって担われている。上記の〈表〉で農業発展条例におけるこの二本柱に関する変更を整理しておく。

(民法と慣習法の)均分相続と農業経営の要請との矛盾、いわゆる「農家相続の問題」は、1970年代に意識されはじめた。最初の衝突は1973年の農業発展条例の立法

49) 劉進慶「第一章 農業」(隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦『台湾の経済—典型 NIES の光と影』東京大学出版会, 1992年), 63頁。

過程で現実化した。行政院は、農地の細分化を作り出す共有と分割を禁止しようとしたが、立法院の反対に遭い、結局、相続農地の共有は認められるが、分割ができないという妥協案となった。1980年から農業経営の要請が特に重視され、73年法に存在しなかった単子相続の奨励規定が新たに加えられた。しかしながら、2000年に状況が一変し、分割の規制と単子相続の促進はすべて撤廃された。

以上の変遷を、均分相続が農業経営の要請を全面的に圧倒したと解することも可能である。理由としては、均分相続の慣習や社会通念が根強く存在すること及び上記の立法措置の非実効性が挙げられる。均分相続の慣習について、1972年と1982年に研究者により行われた小規模な農地相続調査は、その普遍性を示している。すなわち、1972年は単子相続45%、均分相続55%の割合であったが、1982年は単子相続39%、均分相続61%となり、かえって均分相続が増加している。また、一件の農地相続での相続人の数の平均は、72年が2.33人、82年が2.30人であり、それほど減少していない⁵⁰⁾。次に、立法措置の非実効性について、農地の分割の規制と単子相続の促進に分けて検討する。農地の分割の法規制は、事実上の農業経営の分割を阻止することはできないし、法律上分割できない農地が、共有関係のままに放置されるという問題を作り出した。さらに、単子相続の促進措置については、(1)小農家が多い台湾では、(免税の措置がなくても)そもそも遺産税を払うべき農家は少ない。したがって小農家に遺産税免除の措置を与えることは、単子相続のインセンティブにはならない。(2)農地の固定資産税(田賦)が小額である⁵¹⁾ため、この免税は単子相続のインセンティブとなりにくい。(3)補償金の低利子ローンについて、1983年の農業発展条例32条の措置(7.5%の利息と15年間の低利子ローン)の下では農業後継者の負担が大きいため、単子相続の促進効果が疑問視されている⁵²⁾。結局、奨励措置の中で、贈与税の免除のみが単子相続のインセンティブとなりうると評価されている⁵³⁾。また、土地法30条の1における相続人の資格を制限する方法が、現実には農業経営の分割を防げなかったことは既述の通りである。

50) 陳芳雪『農地一人継承可能性研究』(国立政治大学地政研究所・中国地政研究所修士論文、1984年)、32~37頁。

51) 1982年の統計によれば、田賦は、農家の生産費用の1.04%に過ぎない。台湾省政府糧食局編『七一年台湾省農家收支訪問調査統計報告』(台湾省政府糧食局、1983年)を参照。また、付言するが、1987年第二期以降の田賦は、徴収されていない(行政院76.8.20台76財字第19365号函)。

52) 陳芳雪『農地一人継承可能性研究』(国立政治大学地政研究所・中国地政研究所修士論文、1984年)、87~88頁。

53) 陳芳雪『農地一人継承可能性研究』(国立政治大学地政研究所・中国地政研究所修士論文、1984年)、84頁。

2 農家相続問題の起源と退場

それでは、以上の法変遷を、均分相続の原理が農業経営の要請を上回ったという単純な図式で片付けることは果たして妥当であろうか。均分相続の原理が、農業経営にとって不利と思われる理由は、農地が相続により分割されるからである。さらに詳しくいえば、農業経営主(=世帯主)の死亡によって農地等の農業資産が共同相続人によって分割されると、所有と経営の不分離を原則とする自作農主義の下は経営の零細化がもたらされる⁵⁴⁾。農業政策の本来の関心は、経営の零細化であり、所有権の帰属とは直接は関係しないはずである。ただ、戦後の台湾の農地改革で国は小作農を自作農へと救出することが中心的課題であったため、所有と経営の結合である自作農主義に背き、フランス法のような所有と経営の分離という考え方に踏み出す余地はなかった。「経営の零細化=所有権の細分化」と理解された上で、農業の零細化を防ぐために作り出された法制度(ないし草案)は、農地の共有・分割の禁止、農地相続人の資格制限、農地の単子相続の促進であり、いずれも農地の所有権の細分を阻止しようとするものである。換言すれば、所有と経営の不分離を原則とする自作農主義に基づいて制度を設計する限り、農家相続の問題、すなわち均分相続による農地の所有権の細分化と農業経営の要請との矛盾は、宿命的に発生する。

当然ながら、農地の所有権の細分化は農業経営の零細化に直結せず、所有と経営を分けて考えるべきであるという主張は台湾にも存在する⁵⁵⁾。ただ立法過程を見る限り、この主張は少数に止まり、全体の合意とならなかった。2000年の法改正で、以上で述べた農地の所有権レベルにおける制限や調整は、すべて廃止された。皮肉なことに、この廃止は、農業法学の進展という台湾内部の力による変革ではなく、WTO加盟やグローバル化への対応ないし新自由主義的な政策への転換が直接の原因である。いずれにせよ、2000年以降、農場の規模拡大について、ある程度、農地の所有権レベルの考慮が減り、代わりに、使用権レベルへの集中が目立つようになった⁵⁶⁾。その背後には、台湾における農業の理想像が、自作農による家族経営から企業化・現代化された農業へと変化したことが窺える。この変化の一因は、もちろんグローバル化に対応するための国の政策転換であるが、

54) 中尾英俊「II戦後農家相続の動向と課題」(福島正夫編『家族政策と法 3 戦後日本家族の動向』東京大学出版会、1977年)、61頁。これは日本の状況を指しているが、自作農主義に関する指摘は台湾にも当てはまる。

55) 『立法院公報』64巻56期810号、1975年、2頁[駁議連發言]; 72巻81期1670号、1983年、136頁[潘廉方發言]。陳芳雪『農地一人継承可能性研究』(国立政治大学地政研究所・中国地政研究所修士論文、1984年)、90頁。

56) 農業発展条例20ないし22条における新農地賃借制度はその例である。林茂雄「農業発展条例及相關法案修正重点」(『農政与農情』92期、2000年)、13頁以下。劉欽泉・蕭景楷「促進台湾農地使用權流動性之研究」(『農業經濟半年刊』69期、2001年)、1頁以下。

現実の社会経済条件の成熟も不可欠の前提である。農地の所有権が問題視されなくなったため、いわゆる「農家相続の問題」(均分相続による農地の「所有権」の細分化)はもはや議論の基盤を失った。農家相続の問題は、農業法学の領域から退場せざるを得なかった。

3 結論にかえて

繰り返しになるが、農家相続の問題の起源と退場は、自作農主義の採否によるものである。農家相続の問題の起源は、均分相続と農業経営の要請との矛盾にあると考えられがちであるが、正しくいえば、均分相続と「自作農主義の下」での農業経営の要請との矛盾である。農家相続問題の退場は、均分相続が農業経営の要請に勝った(または逆のパターン)からではなく、均分相続は所有権レベルの問題であり、(厳格な自作農主義を緩和すれば)農業経営の要請は使用権レベルのそれであり、両者が併存でき、「問題」になり得ないからである。かつて自作農主義は台湾では至上の方針とされ、絶対的な正当性を持っていたため、かえって農家相続の「問題」の本質が見えにくくされていた。民法や慣習法の均分相続の原則は、所有と経営の分離を認める柔軟な農業法学の下では、本来は農業経営の敵ではない。本稿で検討してきた台湾法の特徴は、必ずしも柔軟な農業法の解釈学が存在しないにもかかわらず、農業法の立法が使用権の集中を重視し、所有と経営の分離を認めため、(自作農主義の下での)均分相続と農業経営の対立構図が崩れた点にある。但し、この法制度の下で、今後、所有と経営の分離はどのような具体的な方法で展開されるかがまだ不明である。

同じく自作農主義を採用した日本は、「後継者以外には生前分与・後継者には農地一括」(法律上は相続放棄・遺産分割協議・寄与分制度、農業関係法の配慮措置や家族協定で達成)⁵⁷⁾の方法で農業資産の相続による分割を防止してきた。しかし、本稿で検討した台湾法の推移からもわかる通り、日本のような方法は、均分相続の慣習が存在する台湾では期待できず、かつ最終的にも失敗に終了した。結局、均分相続の慣習に抵触しない、所有と経営の分離という方法は、台湾の農業にとっては適切な選択肢である。

最後に、蛇足ではあるが、中国では農地の所有権は個人に属さないから、相続によ

り農地が細分化されるという「農家相続の問題」は本来考える余地がない。但し、請負経営権(農地の使用権)の保障が最近論じられており、その相続可能性も求められている。仮に請負経営権が相続可能となるならば、今度は均分相続による「請負経営権」の細分化が問題となりそうである。最初から請負経営権の分割可能性を否定すれば簡単に問題を避けることができるが、果たして中国の対応がどうなるのか、いわゆる「農家相続の問題」が中国で再燃しないのかは興味深いことである。

57) 黒木三郎「農家と相続」(『ジュリスト増刊、総合特集第6号 現代の家族』, 1977年), 325~326頁。宮崎俊行「農家相続制度の進路」(『法学研究(慶応大学)』28巻5号, 1955年), 71~72頁。宮崎俊行「農家相続」(中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会『現代家族法大系4(相続I) 相続の基礎』(有斐閣, 1980年)), 51頁以下。宮崎俊行「農家相続論の回顧とこれからの課題」(森泉章[ほか]編『現代民法学の基本問題 下』(第一法規出版, 1983年)), 514頁以下。大澤正俊「家族農業経営の承継と農地相続」(『法学研究論集(明治大学)』6号, 1997年), 96頁以下。